

6 青森県福祉サービス第三者評価事業評価結果公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第13条の規定に基づき、評価結果の公表の手続き等を定めることにより、社会福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表の様式)

第2条 福祉サービス第三者評価事業の評価結果の公表は、様式第13号によるものとする。

2 福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）は、前項の内容を満たした上で、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

3 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、第1項の規定に関わらず、全国共通の公表様式によるものとする。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する場合、対象事業者から福祉サービス第三者評価事業の評価結果公表への同意書（様式第14号）により同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得るものとする。

3 事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わず、様式第14号のみを公表する。

4 社会的養護関係施設においては、前項の規定に関わらず、評価結果の公表を行うものとする。

(推進委員会への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告した後30日以内に、公表内容について福祉サービス第三者評価結果報告書（様式第12号）及び福祉サービス第三者評価の結果（様式第13号）により青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に対して報告するものとする。

2 評価機関は、前項の報告にあたり、事業者の公表結果の同意について、様式第16号を添付するものとする。

3 推進委員会は、公表内容について、プライバシー等の問題がないかを確認した上で、受領するものとする。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、推進委員会への報告の後、公表内容を、当該評価機関の事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくことにより公表する。

2 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

(推進委員会における公表)

第6条 推進委員会は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、様式第13号により公表を行う。ただし、第3条第1項に基づく事業者からの同意が得られない場合は、評価内容は公表せず、様式第14号のみを公表する。

2 公表は、インターネット上の推進委員会のホームページ上で行うとともに、推進委員会事務局において公表書類を公開することにより行う。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

4 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、第2項の規定に関わらず、第三者評価機関が全国推進組織及び推進委員会に提出し、全国推進組織及び推進委員会がその結果を公表するものとする。

(受審済証等の発行)

第7条 推進委員会は、前条の公表を行った後、受審証明書、受審済マークの電子データを評価機関を通じて事業者が付与するものとする。

2 事業者は、利用者に十分配慮し、適切な方法により受審済マークを使用するものとする。

3 前条の公表を行っていない者が、受審済マークを使用することはできない。

4 推進委員会は、第2項の規定に則しているかどうか確認が必要な場合及び前項の不正使用が疑われる場合は、その者に対して、調査、指導及び助言を行うものとする。

(評価機関等の公開)

第8条 推進委員会は、評価結果の公表に当たっては、評価機関及び評価調査者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用に当たっての利便性に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価事業の公表に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 9 日から施行する。